

岡崎市告示第 332 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 5 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

平成 19 年 7 月 20 日

岡崎市長 柴田 紘



1 指定する区域

岡崎市上六名三丁目 9 番地 1、9 番地 19、9 番地 22、9 番地 23 及び 9 番地 27 の各一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 18 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の名称

ふっ素及びその化合物